

# 公立大学法人奈良県立医科大学シンボルマーク及びイメージキャラクターに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）のシンボルマーク及びイメージキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク等の形状等)

第2条 法人のシンボルマークは、別記1のとおりとする。

2 法人のイメージキャラクターは、別記2のとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別記1（第2条第1項関係）



別記2（第2条第2項関係）

